

スポチャレいしかわシステム開発業務企画提案募集要項

令和6年3月26日

石川県教育委員会事務局保健体育課

第1 事業の目的

現代の子どもたちは、生活様式の変化や新型コロナウイルス感染症の蔓延等による運動機会の減少等、様々な要因により体力の低下傾向が見られている。また、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られることも課題となっており、体力向上の取組の強化が求められている。そこで、当システムを通じて、児童生徒の運動習慣の定着や体力向上に寄与することを目的とした「スポチャレいしかわ」の取組を継続するための優れたシステムの企画提案を広く募集するものである。

また、令和6年度中に子どもたちの現状を踏まえた追加種目を検討し、令和7年度から新種目として追加・運用することで、子どもたちの意欲の向上や、取組のさらなる充実につなげていくことも目的とする。

第2 募集の内容

1 業務名

スポチャレいしかわシステム開発業務

2 スポチャレいしかわシステムの要件

別紙「仕様書」のとおり

3 スポチャレいしかわシステムの概要

(1) システム開発

① 納入期限

令和7年3月19日（水）

※ただし、追加種目を除いた基本システムは、令和6年9月30日（月）

② 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5,230,000円

(2) 運用保守業務委託

① 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和12年3月31日（日）まで年度毎の契約

② 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2,335,000円（5年間の総額）

※予算上限額に係る注意点

- ・ 上記の金額は契約時の予定価格となるものではなく、本件業務全体の規模を示すものである。この企画提案において提示された見積費用の内容及び金額は、事業者選定後、再度精査して決定する。

- ・ 積算は、できるだけ細かく費目を分けて記載すること。
- ・ 金額は、消費税及び地方消費税の額(見積金額に100分の10を乗じて得た額。1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を積算金額に加算して合計金額を示すこと。

第3 企画提案に係る事項

1 参加資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有する者であること。
- (3) 全ての参加団体において、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人又は団体でないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 令和元年度以降に、自治体が発注する当該業務と同等の業務(Webシステムの構築業務)を誠実に履行した実績を有し、本業務を遂行するに足る能力を有するものであること。

2 企画提案書の作成

- ・ 別添仕様書に基づき、事業の企画を様式1、様式2に沿って作成すること。
- ・ 企画提案書の様式等は、原則として日本産業規格A4縦型(一部A3版資料折込使用可)とする。
- ・ 企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- ・ 簡単明瞭に図表等を織り交ぜるなど、専門的知識がない者にも分かりやすい表現で

作成すること。

3 企画提案の手続等

(1) スケジュール

項 目	日 程
①募集要項等の公表・配布	令和6年3月26日(火)～4月23日(火)
②募集要項等に関する質問受付	令和6年3月26日(火)～4月23日(火)
③企画提案参加申込受付	令和6年3月26日(火)～4月23日(火)
④企画提案書受付	令和6年3月26日(火)～4月30日(火)
⑤審査会	令和6年5月中旬(予定)
⑥審査結果の通知・公表	令和6年5月下旬(予定)

(2) 募集要項等の公表・配布日時

令和6年3月26日(火)～令和6年4月23日(火)

(3) 募集要項等の公表・配布場所

以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/hotai/index.html>

(4) 募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

本業務に関する質問を次の通り受け付ける。

① 質問は、次の条件をすべて満たすこと。

- ・質問書(別紙1)を利用し、電子メールにより「第8 問合せ先及び各種書類の提出先」に提出すること。
- ・電子メールの件名は「スポチャレいしかわ開発業務に係る質問 会社名(質問日)」とすること。
- ・質問の補足資料を添付する場合、参加申請事業者を特定可能な情報を、資料中及びファイルのプロパティ情報から除去すること。

② 質問書受付期限：令和6年4月23日(火)午後5時

③ 回答は、全参加申請事業者に電子メールで送付する。

(5) 企画提案参加申込書の受付

① 受付期間

令和6年3月26日(火)～令和6年4月23日(火) 午後5時

② 提出方法

参加希望者は、参加申込書(別紙2)を石川県教育委員会事務局保健体育課学校体育グループ(上記(4)①に同じ)あてに持参、郵送、ファックス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Word とする)を添付し提出すること。

また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」とすること。

[持参] 土曜日、日曜日を除く平日の午前8時30分～午後5時まで

[郵送・ファックス・電子メール] 締切日当日の午後5時までに到着したものを有効とする。いずれも、受信確認の連絡をすること。

(6) 企画提案書の提出

① 提出期限

令和6年4月30日(金)午後5時

② 提出書類

ア 企画提案書(様式1、2)

イ 仕様と同等のWebシステムの導入実績(導入実績が分かる資料)(様式3)

ウ 見積書(任意様式)

エ 法人概要書(様式4)

オ 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)

カ 誓約書(様式5)

キ 直近の決算書の写し(1年分)

ク その他、企画提案内容の説明に必要な資料

③ 提出部数

10部(原本1部、副本9部)

※カラー刷りの場合、副本もカラーで提出すること。

④ 提出方法

石川県教育委員会事務局保健体育課学校体育グループ(上記(4)①に同じ)まで持参又は郵送にて提出すること。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」とすること。

[持参] 土曜日、日曜日を除く平日の午前8時30分～午後5時まで

[郵送] 締切日当日の午後5時までに到着したものを有効とする。

⑤ 注意事項

県が必要と認める場合には、追加資料の提出を求める場合がある。

(7) 企画提案参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ 審査会の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 審査会終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク その他評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負う

ものとする。

③ 複数提案の禁止

提案者は、複数の提案書の提出はできない。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。(軽微なものを除く。)

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等企画提案参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

⑦ その他

ア 企画提案参加申込書を提出した場合であっても、3(6)に定める期限までに企画提案書等提出書類の提出がなされない場合は、辞退したものとする。

イ 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。

ウ 提出書類は、石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号)に基づく情報公開請求の対象となる。

エ 企画提案参加申込後に辞退をする場合は、企画提案参加辞退届(別紙3)を教育委員会事務局保健体育課に持参、郵送又は電子メールにより申し出ること。

※郵送又は電子メールの場合は、郵送後又は電子メールの送信後に確認の電話をすること。

(8) 見積書作成に当たっての注意事項

提案金額は、仕様書に記載のスポチャレいしかわシステム開発に要する費用の見込額とする。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

第4 評価に係る事項

1 評価項目等

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

2 審査会の実施

(1) 開催日・場所

・開催日時：令和6年5月中旬(予定)

・開催場所：石川県庁行政庁舎(石川県金沢市鞍月1丁目1番地)

(2) プレゼンテーション等の時間

- ・プレゼンテーション 15分以内
- ・質疑応答 10分程度

(3) 実施内容

- ・企画提案者がプレゼンテーションを行い、その後審査員からヒアリングを行う。
- ・提案のアウトラインをつかみやすくするため、提案全体の概要を説明した上で、各評価項目について説明を行うこと。

(4) 注意事項

- ・開催日時、開催場所、各提案者の開始時間等の詳細は後日通知する。
- ・企画提案者が多数の場合は書類審査を行い、プレゼンテーション実施者の絞り込みや実施時間の短縮をする場合がある。
- ・プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり2名までとする。
- ・審査会当日、新たに説明資料を追加することはできない。
- ・事務局で大型ディスプレイとHDMIケーブルは用意するが、パソコンは提案者が用意すること。また、接続方法はHDMIケーブルとする。
- ・インターネット環境については、必要な場合は各自で用意すること。
- ・提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・指定時間に遅れた場合は、審査会への参加を認めない。
- ・状況により、オンラインでの審査会もしくは書類審査をもって審査会に代える場合がある。

3 評価及び選定

- ・企画提案書、審査会におけるプレゼンテーション及びヒアリングの内容により評価する。
- ・評価は、機能・運用的側面と価格面について総合的に行う。
- ・各評価項目に配点を付し、提案内容に応じ得点を与え、最優秀提案を決定する。
- ・審査結果については、審査終了後に各提案者に対して個別に通知する。

第5 契約の締結

選定した最優秀提案者と県が協議し、仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案の内容を基本とするが、最優秀提案者との協議により、最終決定する。なお、契約が不調に終わった場合は、順位点が次点の者と交渉する。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

3 個人情報保護

受託者が、業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）、石川県教育委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則（平成15年教育委員会規則第11号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

4 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

5 「石川県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

第7 その他

最優秀提案者が、審査会の日から本契約締結の日までの期間内に県から「令和6・7年度における物品の購入等の競争入札参加資格」の停止措置を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとする。

第8 問合せ先及び各種書類の提出先

〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁（行政庁舎18階）

石川県教育委員会事務局保健体育課学校体育グループ

TEL：076-225-1853

FAX：076-225-1854

E-Mail：hokentaiiku@pref.ishikawa.lg.jp